公　示　日：２０２３年８月２３日（水）
調達管理番号：23a00527
国　　名：ナイジェリア
担 当 部 署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム
調 達 件 名：ナイジェリア国公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化
プロジェクト（感染症サーベイランス M&E 強化）

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに　積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：感染症サーベイランス M&E 強化
（２） 格　付　　：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2023 年 10 月上旬から 2023 年 11 月下旬
（２） 業務人月：現地　0.73、国内　0.3、合計　1.03
（３） 業務日数：国内準備 3 日、現地業務 22 日、国内整理 3 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３） 提　出　期　限：2023 年 9 月 6 日（水）（12 時まで）
（４） 提　出　方　法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 9 月 15 日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国・地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

類似業務経験の分野	モニタリング評価（保健医療特に感染症対策分野に関する業務経験があることが望ましい）
対象国及び類似地域	アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：黄熱病

6. 業務の背景

ナイジェリアはアフリカ最大の経済規模を誇るにもかかわらず、依然として感染症が死因の上位を占めている。ポリオの新規発生は 2016 年以降確認されていないが、2014 年にはエボラウイルス病が発生し、毎年当国起源のラッサ熱が流行している。2019 年に発生したラッサ熱のアウトブレイク時には、581 確定症例の内 130 名の死亡（致死率 22.4%）が報告されている。

このような中、2011 年に感染症のサーベイランス、予防、緊急対応及び研究能力の向上、検査室ネットワークの構築強化を目的としたナイジェリア疾病予防センター（Nigeria Centre for Disease Control、以下「NCDC」）が設立された。しかし、感染性の高い病原体の検査診断を行う封じ込め検査室がないことや乏しいマネジメント能力及び検査研究能力が、迅速かつ正確な感染症検知の遅れの原因となっている。

ナイジェリア政府は国家開発計画「Nigeria Vision 20: 2020」において保健分野を重点セクターの一つとして掲げ、国家保健政策（National Health Policy 2020）では、感染症対策を重要課題の一つと位置付けている。また、2018 年に策定された国家公衆衛生安全保障計画 2018-2022（National Action Plan on Health Security 2018-2022）では、検査室の機能強化や感染症に係る人材育成等に取り組むこととされている。

上記背景のもと、2016 年に、ナイジェリアの感染症対策の中心機関である NCDC のマネジメント能力の向上、検査室機能強化、サーベイランス能力の強化、人材育成等の技術協力が日本政府に要請され、現在、技プロ「公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化プロジェクト（2019 年 12 月～2023 年 11 月）（以下、「本プロジェクト」という。）」を実施中であり、長期専門家「チーフアドバイザー」「業務調整／感染症対策」及び短期専門家「検査室マネジメント」が活動中である。

NCDC のサーベイランス部門のモニタリング評価（以下、「M＆E」ユニットでは、全国の州および地方行政区（Local Government Area　以下、「LGA」という。）の疾病管理状況をモニタリングし各種レポートに纏めているが、レポート内容の分析、教訓や提言の抽出に至っていない。

本プロジェクトの本年 11 月末終了を視野に、NCDC の M＆E 強化の方針に

則り、既存のレポート[1]内容の評価やスーパービジョンの現状を把握し、現場での感染症対策状況の改善に繋げていく必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、NCDC M&E ユニット関係者を主要なカウンターパート（以下「C/P」）とし、プロジェクト長期・短期専門家およびプロジェクトナショナルスタッフと協働の上、M&E ユニットが実施している疾病コントロールに関する現状分析、課題抽出のワークショップを実施し、提言をまとめることが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2023 年 10 月上旬の 3 日間）

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ナイジェリア政府作成の関連報告書や学術論文等を参照し、ナイジェリア感染症対策におけるサーベイランスの現状と課題を把握する。また、プロジェクトが実施してきた活動の概要を把握する。

② JICA 人間開発部及びナイジェリア事務所、プロジェクト専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

（２） 現地業務期間（2023 年 10 月中旬～2023 年 11 月中旬までの 22 日間）

① 現地業務開始時に、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② NCDC M&E ユニット関係者からナイジェリアにおける感染症サーベイランスに関する情報収集、ヒアリングを行い、その実施状況を把握する。

③ プロジェクト専門家と協働し、プロジェクトスタッフによる各種レポートのサマリーを確認し、課題を抽出する。

④ M&E ユニットによる①アウトブレイク後の調査（アフターアクションレビュー（AAR））、②平時に行われる ISS（統合サポーティヴスーパービジョン）の実施状況を確認する。

⑤ M&E ユニットによるモニタリング対象の検査室を訪問し、AAR レポートや

[1] 2019年から2022年のレポートが対象。

ISS レポートに記載の状況と現状とのギャップを確認・抽出する。

⑥プロジェクト専門家から感染症対策にかかる技術的助言を得た上で、ワークショップの実施に向けた準備を行い、実施案を M&E ユニットと協働し、最終化する。

⑦ワークショップ（5 日間程度）にファシリテーターとして参画し、アフターアクションレビューや ISS と実態とのギャップや課題を分析、国・州・LGA の課題とニーズの把握、今後の提言（M&E プラン／活動計画等）を取り纏める。

⑧⑦で取り纏めた今後の提言について、プロジェクト専門家、M&E ユニット関係者に報告し、修正すべき箇所があればそれを反映させる。

⑨現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑩JICA ナイジェリア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（３） 国内整理期間（2023 年 11 月中旬の 3 日間）

① 現地業務結果報告書（和文要約・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

② 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） ワークプラン

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文（JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所へ電子データで提出）

（２）現地業務結果報告書

現地業務期間終了時。和文要約版及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文（JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所へ電子データで提出）

和文（JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所へ電子データで提出）

（３）専門家業務完了報告書（和文１部）

2023 年 11 月 17 日(金)までに電子データで提出。

ワークショップ実施後に取り纏める今後の提言（M&E プラン／活動計画等）については、参考資料として添付して、電子データで提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」の「X. 業務実施契約（単独型)」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇔パリ又はアディスアベバ⇒アブジャ⇒パリ又はアディスアベバ⇔日本を標準とします。

（２）宿泊料

ナイジェリア国内における宿泊について、アブジャ及びラゴスで宿泊する場合には、JICAの安全基準を満たす宿泊施設が限られていることから、調整単価を設定しています。宿泊料については、一律22,300円／泊として計上してください。

（３）一般業務費

以下に記載の一般業務費については、本プロジェクトにて管理・支出します。当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。

・消耗品費
・旅費・交通費
・通信・運搬費
・資料等作成費／印刷費
・雑費（ワークショップ開催にかかる経費）

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

ア）　チーフアドバイザー（長期専門家）

イ）　業務調整／感染症対策（長期専門家）

ウ）　検査室マネジメント（短期専門家）

なお、本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：便宜供与あり（警護警官手配を含む。）

イ） 宿 舎 手 配:便宜供与あり。精算は当該専門家自身で対応願います。

ウ） 車両借上げ：あり。長期及び短期専門家と同じプロジェクト車両で移動する場合があります。

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：プロジェクト専門家およびナイジェリア事務所が支援。

カ） 執務スペースの提供：ナイジェリア疾病予防センター内における執務スペース提供

（２）参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チームから配付しますので、ご希望の方は（hmge1@jica.go.jp）宛に、メールを送付ください。

・「ナイジェリア公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化プロジェクト」
2022 年 6 月 6 日付ミニッツ（PDM/PO 等の修正）
Project Design Matrix (Version 2)
Plan of Operation (Version 2)

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・ナイジェリア公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化プロジェクト
公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化プロジェクト｜ODA見える化サイト (jica.go.jp)
・事業事前評価表
事業事前評価表 (jica.go.jp)
・ナイジェリア国家公衆衛生安全保障計画2018-2022
Microsoft Word - NAPHS Narrative_2018Dec13.docx (who.int)

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア. 提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ. 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

11. その他

①業務従事予定者は、技術協力プロジェクトのモニタリング評価または実施中のワークショップ運営・ファシリテーション業務の経験に加え、保健医療分野特に感染症対策に関する知識を有することが望ましいです。

②業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

③現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行う

とともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

④本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上